

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他8課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 田沼 知行				
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）						
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]：電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]：近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定期	平成32年8月						
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係) 及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠							
施策手段	基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度									
電波監視の実施	① 重要無線通信妨害への措置率<アウトプット指標>	100%	28年度	100%	31年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 重要無線通信妨害への措置率：平成28年度実績 100% 平成27年度実績 100% 平成26年度実績 100% 重要無線通信妨害の申告件数：平成28年度 603件 平成27年度 676件 平成26年度 771件	—	—	—		
総合無線局監理システムの安定的な運用	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。)<アウトカム指標>	100%	28年度	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保 99.9%以上確保	31年度	無線局数の増加に影響されることなく99.9%以上確保	—	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成27年度実績 99%以上 平成26年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率(法人、個人合計) 平成27年度実績 75.5% 平成26年度実績 77.5%	—	—	—		
無線局の電子申請に関する周知・啓発活動を実施	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率<アウトカム指標>	69.5%	28年度	個人:50%以上 法人:80%以上 (29年度～31年度の平均)	31年度	個人:50%以上 法人:80%以上 (29年度～31年度の平均)	—	—	—					

不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点<アウトプット指標>	7.6 (最大10.0)	28年度	7.8以上 (最大10.0)	31年度	7.8以上	7.8以上	7.8以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成27年度実績 7.7 平成26年度実績 8.0
	高精度な周波数の提供	5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差)<アウトプット指標>	1.0×10 ⁻¹³ (1兆分の1)以内	28年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	31年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成28年度実績 10兆分の1以内 平成27年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。
	電波の安全性に関する理解向上のため説明会等の周知活動を実施	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数<アウトプット指標>	各地方局で1回以上かつ全国で20回開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上開催	31年度	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	各地方局で1回以上かつ全国で30回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成27年度実績 1回以上かつ全国で17回 平成26年度実績 1回以上かつ全国で14回
	電波の適正利用に関する理解向上のための周知活動を実施	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数<アウトプット指標>	4,471件	28年度	5,500件以上	31年度	4,500件以上	5,000件以上	5,500件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るために、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成27年度実績 3,993件 平成26年度実績 3,852件
	IoTユーザーの基本知識の要件(スキルセット)の策定や講習会等の実施	8	IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合<アウトカム指標>	—	28年度	60%	31年度	60%	60%	60%	今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザー企業等の電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザー企業等を対象とした講習会等を実施するものであり、参加者にはIoTに必ずしも詳しくないユーザー企業等も含まれることから、受講者へのアンケートにおいてIoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答を6割とするこを目標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「—」と記載。
	医療・救護活動等に携わる人材への研修・訓練等による周知啓発の実施	9	医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合<アウトカム指標>	—	28年度	60%	31年度	60%	60%	60%	東日本大震災時に医療機関が自ら保有していた非常用通信手段を問題なく利用することができた割合が3割程度だったことを踏まえ、災害医療・救護活動における電波の適正利用に不可欠な知識・技術を有する人材の育成が図られているかを評価・把握するため、研修・訓練等受講者へのアンケートにおいて研修・訓練等参加者の理解度を指標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「—」と記載。
	無線LANの情報セキュリティに関する周知・啓発等の実施	10	総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数<アウトカム指標>	14,140回	28年度	15,000回以上	31年度	14,500回以上	14,750回以上	15,000回以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、無線LANの適正な利用を確保するため、総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数を指標として設定。

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波を有効に利用する技術について、研究開発、技術試験事務、既存無線局との周波数共用を加速するための技術検討、国際標準化、国際協調利用促進事業を実施	⑪	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.0(最大5.0) 課題提案型: 21.1(最大30.0) (平成29年6月頃評価実施予定)	28年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上(最大30.0)	31年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成27年度実績 課題設定型4.1 課題提案型 20.5 平成26年度実績 課題設定型3.9 課題提案型 20.9	
	携帯電話の利用環境の整備を支援	12	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	1.4万人	28年度	1万人未満	31年度	1万人未満	—	—	—	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用する事が困難な地域が存在しており、特に居住地域における携帯電話の利用が求められていることから、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定した。 【参考】 平成26年度実績 2.6万人 平成27年度実績 1.6万人
	ラジオの難聴解消のため、FM中継局を整備	13	FM補完中継局の整備によりFM補完放送の聴取が可能となると推計される世帯数に占める、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合 ＜アウトカム指標＞	80.5%	28年度	100%	30年度	87.8%	100%	—	—	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目指して、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めいくこととしている。全てのAM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局を整備したことにより、FM補完放送の聴取が可能となる世帯数を41百万世帯と推計しており、FM補完放送の聴取が可能となった世帯数の割合を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業 【参考値】 平成27年度 70.7%
	4K・8K普及促進等のため、衛星放送受信環境の整備を支援	14	中間周波数の漏洩対策済機器の出荷台数 ＜アウトカム指標＞	—	28年度	300万台	31年度	—	100万台	300万台	—	放送衛星により送信された電波は、アンテナで中間周波数帯に変換・增幅され、伝送されているが、漏えい対策済機器を用いなければ、中間周波数帯の電波が漏洩し、他の無線システムへの干渉を与える可能性があることから、漏洩の少ない対策済み機器の出荷台数を指標として設定。 なお、本件は、新規施策であり、基準値に相当する数値が存在しないため、基準値については、便宜的に「-」と記載。また、年度ごとの目標(値)についても、現時点ではデータが存在しないため便宜的に「-」と記載。
	防災等に資するWi-Fi環境の整備を推進	15	防災拠点等におけるWi-Fi環境整備箇所数 ＜アウトプット指標＞	約1.4万箇所	28年度	約3万箇所	31年度	約2万箇所	約2.5万箇所	約3万箇所	—	日本再興戦略2016において、平成28年中にWi-Fi環境の整備計画を作成することとされており、これを受け平成28年12月に「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定・公表し、新たに平成31年度までの目標として、防災拠点等約3万箇所におけるWi-Fi環境の整備を設定したことから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度			
(1) 電波の監視等に必要な経費(平成5年度)	6,300百万円 (5,662百万円)	6,299百万円 (5,602百万円)	9,296百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探査するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。</p> <p>また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率: 100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間 ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告件数を含む) ・不法無線局への措置件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探査するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要な無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0114
(2) 総合無線局監理システムの構築と運用(平成5年度)	7,349百万円 (7,202百万円)	7,576百万円 (7,370百万円)	9,014百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。</p> <p>また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率: 99%(平成26年度から平成28年度までの各年度) ・無線局の免許/再免許等の電子申請率: 73%(平成26年度から28年度までの3ヶ年度平均) 【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監理システムによる無線局免許申請等処理件数(年間)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監理システムの利用により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供することにより、国民(電波の利用者)の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上、電波のさらなる有効利用を実現することができるため、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0115
(3) 電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)	612百万円 (548百万円)	364百万円 (353百万円)	1,357百万円	4	<p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。</p> <p>本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1)電波が人体に与える影響に関する研究、(2)電波が医療機器に与える影響の調査、(3)電波の安全性に関する諸外国との連携・調査・情報交換を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、電波防護指針等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数: 3件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数: 120件(平成29年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込み通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合: 85%(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ること等を通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0116

(4)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)(平成25年度)	2,355百万円 (1,847百万円)	1,507百万円 (1,211百万円)	-	-	<p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した消防本部数:749本部数(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した市町村数:870市町村(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・活動実績:補助事業が完了した件数(デジタル化は自主整備を原則としているものであり、補助事業は財政基盤の弱い市町村を優先しているものである。):13件(平成27年度) 活動実績:補助事業が完了した件数(デジタル化は自主整備を原則としているものであり、補助事業は財政基盤の弱い市町村を優先しているものである。):11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を推進することにより、拡大する電波利用に迅速・適切に対応することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	0117
(5)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)	1,594百万円 (1,314百万円)	1,265百万円 (1,085百万円)	4,293百万円	12	<p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設(LTE以降の無線設備等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口解消数(要望なしのエリア外人口を除く)(成果実績、達成度は累計):1.7万人(平成28年度) ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される、無線通信事業者への携帯電話基地局向け広域イーサネットサービスの利用事業者数:6事業者(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 補助事業が完了した件数(基地局):76件(平成29年度) 補助事業が完了した件数(伝送路):9件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により条件不利地域において携帯電話等を利用可能とし、LTE以降のシステムの普及を促進することは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	0118
(6)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)	30,104百万円 (29,758百万円)	27,969百万円 (27,188百万円)	1,790百万円	-	<p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成28年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視解消地区数:0地区(平成32年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数(当該年度における対策残数):0世帯数(平成32年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13局(平成27年度) ・デジサポート(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所(平成26年度) ・デジタル混信対策事業の採択件数:1件(平成29年度) ・福島原発避難区域における受信対策事業の採択件数:1件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	0119

(7)	電波遮へい対策事業(トンネル)(平成11年度)	2,110百万円 (1,798百万円)	2,376百万円 (2,112百万円)	10,059百万円	12	<p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において、移動通信用中継施設(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル・医療施設1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路トンネル:500m以上の高速道路トンネルにおける整備率:100%(平成31年度) ・直轄国道トンネル:500m以上の直轄国道トンネルにおける整備率:90%(平成31年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線の対策区間長(成果実績、達成度は累計):1,105km(平成32年度) ・基幹災害拠点病院のうち、携帯電話の利用に特段の制約がない病院の割合:100%(平成31年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>補助事業が完了した件数:60件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	0120
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)	158百万円 (145百万円)	123百万円 (120百万円)	241百万円	6,7,10	<p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。</p> <p>(3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:850件(平成31年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成31年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(平成31年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:70%(平成31年度) ・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:20,000件(平成28年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:30回(平成29年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:2,000人(平成29年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:4,500件(平成29年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:5回(平成28年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:500人(平成28年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合せに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p> <p>(3)無線LAN設置者及び利用者に対し、無線LANの安全な設置・利用に関する周知啓発を行うことで、安全な無線LAN利用環境の整備が進み、利用者の無線LANの利用が促進されることで、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0121

(9)	電波資源拡大のための研究開発等(平成8年度)	10,395百万円 (10,085百万円)	11,923百万円 (11,557百万円)	19,229百万円	11	<p>周波数のひつ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。</p> <p>周波数のひつ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。さらには国際的な普及を促進するため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(平成29年度) ・外部専門家による終了評価の平均点:21.0点(平成29年度) ・日本からの提案によるWRCの議題数:9%(平成29年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数:100件(平成29年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発、技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務を実施することにより、周波数のひつ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができるようになるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	0122
(10)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)	430百万円 (426百万円)	430百万円 (423百万円)	561百万円	5	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。</p> <p>具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おおたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数安定度: 1.0×10^{-12}(平成29年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおたかどや山送信所 発射時間率: 2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。 ・はがね山送信所 発射時間率: 2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能することで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	0123
(11)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ聴解消支援事業)(平成26年度)	1,709百万円 (1,551百万円)	1,381百万円 (1,334百万円)	2,708百万円	13	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。また、「ワイドFM」の認知向上に向け、各種媒体等を活用し、広報活動を実施する。</p> <p>補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3、②都市型難聴 1／2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 41百万世帯 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動実績: ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 52局(平成29年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時等における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	0124

(12)	IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成(平成29年度)	-	-	249百万円	8,9,10	<p>(1)今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザ企業等を対象とした地域毎の講習会や体験型セミナー、若者・スタートアップを対象としたハッカソン等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成。</p> <p>(2)災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動において、衛星通信等の電波利用システムの普及に伴い、今後の周波数需要の急増が見込まれるため、非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知識・技術を有する人材を育成。</p> <p>(3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LAN設置者及び無線LAN利用者に対し、無線LANを設置・利用する上で情報セキュリティ対策についてセミナー等により周知啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:60% (平成31年度) ・医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:60% (平成31年度) ・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:150,000件 (平成31年度) ・無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合:50% (平成31年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTリテラシー向上のための講習会等への参加人数:2000人 (平成30年度) ・非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等への参加人数:1450人 (平成30年度) ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等への参加人数:400人 (平成30年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>電波利用システムは、今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器への利活用が見込まれるとともに、医療・救護活動等の非常用通信手段としての普及が進められており、これまで以上に様々な人々が電波を利用することとなる。また、スマートフォンの急速な普及による移動体通信の増大を背景に、無線LANアクセスポイントも普及している。そのため、これらのシステムにおいて電波の能率的な利用を確保する必要があることから、IoT機器のユーザ等のリテラシーを向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等を実施し、IoT時代に求められるICT人材育成に寄与する。</p>	新29-0013

(13)	4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等(BS/CS-IF干渉対策)(平成29年度)	-	-	1,213百万円	14	<p>(1)受信環境整備のための調査研究 中間周波数の漏えいによる既存無線局への影響の規模等の実態把握や、技術基準策定のための調査研究 (2)受信環境整備のための周知啓発活動 適切な受信設備を用いなければ、他の無線局の運用へ影響を及ぼす可能性があること等についての周知啓発 (3)受信環境整備に対する支援(平成30年度～) 漏洩が生じる受信設備について、技術基準に適合させるために必要な改修等の支援</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・技術基準に合致した受信設備の出荷割合:100(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の課題数:3件(平成29年度) ・調査世帯数:500世帯(平成29年度) ・イベント等への出展件数:2件(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送(4K・8K実用衛星放送)の開始に伴い、一部の衛星基幹放送の受信設備においては、旧式の設備や不適切な施工により、電波が漏洩しやすいものが存在しており、4K・8K実用衛星放送の開始及びそれ以降のアンテナの取り替えにより電波の漏洩が発生するおそれがあるため、4K・8Kに対応した受信環境整備に向けた支援を行う。</p>	新29-0014
(14)	公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)	-	-	3,194百万円	15	<p>防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)でのWi-Fi環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部(補助率:1/2(財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3))を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備済箇所数:3万箇所(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・整備箇所数:2,000箇所</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行うことは、災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、必要な情報伝達手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	新29-0015
(15)	電波法(昭和25年度)	-	-	-	1~15	<p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p> <p>【参考】</p> <p>① 平成27年度電波の利用状況調査は、「3.4GHz超」の周波数帯を実施し、新たなシステムの導入やデジタル技術の導入など周波数の有効利用の取組が進められ、各周波数区分とも全体としては適切に利用されていることが評価、公表されている。 ② 平成26年度電波の利用状況調査は、「714MHz以下」の周波数帯を実施し、船舶や航空機無線、消防・防災行政無線等重要な無線のほか、自営系無線などに緻密に利用されているなど、全体としては適切に利用されていることが評価、公表されている。</p>	

政策の予算額・執行額				政策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	年月日 平成29年5月30日	関係部分(抜粋) ・条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進(P61) ・新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速(P61) ・4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等(P62) ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進(P64) ・データ流通基盤を支えるネットワーク等技術(5G等)の研究開発を推進。(P77)				
	66,916百万円 (63,916百万円)	65,088百万円 (61,832百万円)	67,146百万円								

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かれる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。